

○福島県立図書館情報ネットワークシステム管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県立図書館利用規則第32条の規定に基づき、福島県立図書館情報ネットワークシステム（以下本システムという。）の利用方法等について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本システムは、県民に対する図書館サービスの向上を図るために県立図書館の業務を電算化し、市町村立図書館、公民館等との間にネットワークを構築し、併せてインターネットにより県立図書館の所蔵情報、新刊案内等を広く県民に公開し、県民の学習需要に応えることを目的とする。

(運用責任者)

第3条 本システムの運用責任者は福島県立図書館長（以下館長という。）とする。

(利用機関)

第4条 本システムを利用できる機関（以下利用機関という）は次のとおりとする。

- (1) 福島県公共図書館協会加盟館
- (2) 福島県教育委員会及び福島県内各教育事務所
- (3) 福島県内の小学校、中学校、高等学校、盲・聾・養護学校図書館
- (4) 福島県内の大学図書館
- (5) その他、館長が適当と認めたもの

2 前項第3号、4号及び第5号に定める利用機関が本システムを利用しようとする場合は、様式1により申請することとする。

(利用責任者及び運用主任の業務)

第5条 利用機関には利用責任者を置き、所属長をもって充てる。

2 利用責任者は、年度ごとに利用機関に所属する適格な者を運用主任として任命するものとする。

3 利用責任者は、次の各号に定めるところに従い、様式2を用いて運用主任の届け出をしなければならない。

- (1) 新規接続の場合 接続後1ヶ月以内
- (2) 年度ごとの更新の場合 毎年4月20日まで

4 利用責任者及び運用主任はおおむね次の業務を行う。

- (1) パスワード及びユーザIDの管理
- (2) 職員に対するシステム利用の指導
- (3) システム利用状況の把握及び維持管理

(利用機関の責務)

第6条 利用機関は、本システムの利用に関して次のことを行ってはならない。

- (1) 営利を目的とした利用等の行為
- (2) 法令に違反する行為又は違反するおそれのある行為
- (3) 著作権を侵害する行為
- (4) システムの通信や環境を破壊又は妨害する行為
- (5) 誹謗、中傷、プライバシーの侵害等、特定の個人や団体に被害を加える行為
- (6) ユーザID及びパスワードを他に漏洩する行為又は漏洩するおそれのある行為。

(利用の制限)

第7条 館長は、利用機関が前各号に抵触すると認められる場合は、本システムの利用を中断または中止できる。

2 前項の規定により中断又は中止するときは、利用責任者に対して事前にその旨を通知するものとする。

(利用の休止)

第8条 館長は次の理由により本システムを休止することができる。

- (1) システム等の改善
- (2) 電気設備等の設備の保守
- (3) その他システムの障害により休止がやむを得ないと認められるとき

2 前項の場合、システムの休止を事前に利用機関に通知するものとする。

ただし、システムダウンのための休止等、事前に通知するのが困難な場合には、システム復旧後速やかに利用機関に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。